

2012年5月31日

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2012年版 出る順行政書士 ウォーク問過去問題集①法令編』の記載につきまして訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

GD08372 『2012年版 出る順行政書士 ウォーク問過去問題集①法令編』第1刷

(p.506) 問223 肢1【解説】

1 正 そのとおり。実質的当事者訴訟は、行政主体と一般市民との「当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟」である(4条)。

↓ (訂正)

NEW!

1 正 そのとおり。実質的当事者訴訟とは、公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう(4条後段)。実質的当事者訴訟は、対等な当事者間の訴訟であるという点で民事訴訟と共通するが、訴訟物(審判の対象となる事項)が「公法関係」であるか「私法関係」であるかによって区別される。

(p.572) 問254 肢5【解説】

5 誤 市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない(2条4項)。これは、基本構想の策定手続においては、議会における実質的議論が不可欠だからである。したがって、市町村は、都道府県知事の認可を得て、基本構想を定めるわけではない。

↓ (訂正)

NEW!

5 誤 従来、市町村は、その事務を処理するにあたっては、都道府県知事の認可ではなく「議会の議決」を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとする制度(改正前2条4項)があったが、2011年の改正により廃止された。

(p.573) 問255 肢2【問題】

2 地方議会の議員定数は条例で定めるが、各地方自治体が最も適正と考える議員定数を自由に定めることができるわけではなく、都道府県と市町村の人口規模に応じて法律に定める範囲内でなければならない。

↓ (訂正)

NEW!

2 地方議会の議員定数は条例で定めるが、平成23年の地方自治法改正前は、各地方自治体が最も適正と考える議員定数を自由に定めることができるわけではなく、都道府県と市町村の人口規模に応じて法律に定める範囲内でなければならないとされていた。

(p. 574) 問255 肢2【解説】

2 正 そのとおり。地方議会の議員定数は、条例で定めるものとされている（90条1項，91条1項）が、その数は、都道府県，市町村の人口規模に応じて法律に定める数を超えない範囲内で定めなければならない（90条2項，91条2項）。

↓（訂正）

2 正 そのとおり。地方議会の議員定数は、条例で定めるものとされている（90条1項，91条1項）。従来，その数は、都道府県，市町村の人口規模に応じて法律に定める数を超えない範囲内で定めなければならないとする制度（改正前90条2項，改正前91条2項）があったが，2011年の改正により廃止された。

NEW!

(p. 772) 問340【解説】

まず，アを検討する。第1段落第3文をみると，「イ」が

↓（訂正）

まず，アを検討する。第1段落第4文をみると，「イ」が

次に，イ・ウを検討する。第1段落第3文をみると，イには，

↓（訂正）

次に，イ・ウを検討する。第1段落第4文をみると，イには，

以上のとおり、訂正してお詫びいたします。当方の制作上の不手際によりご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部